

芦屋市いじめ防止基本方針

平成26年12月

芦屋市

目 次

はじめに	P 1
I いじめ防止等に関する基本的な方向	P 1
1 いじめ防止等に関する基本理念	P 1
2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	P 2
1 いじめの定義	P 2
2 いじめの理解	P 3
3 基本的な視点	P 4
未然防止	
早期発見	
早期対応	
家庭・地域及び関係機関との連携	
II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	P 5
1 芦屋市のいじめ防止等のための組織	P 5
芦屋市いじめ防止等対策推進本部	
2 関係機関等のいじめ防止等のための組織	P 5
芦屋市いじめ問題対策審議会	
芦屋市いじめ問題対策連絡協議会	
3 市におけるいじめ防止等に係る取組	P 6
教職員の資質能力の向上	
早期発見・早期対応のための措置	
啓発活動	
学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	
インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	
【別表】 早期発見・早期対応のための措置に関連する事業	
4 学校におけるいじめ防止等に係る取組	P 8
「学校いじめ防止基本方針」の策定	
「いじめ防止等のための組織」の設置	
未然防止	
早期発見・早期対応	
5 重大事態への対処	P 9
1 重大事態の意味	P 9
2 重大事態への対応	P 9
3 教育委員会又は学校による調査	P 9
4 調査結果の提供及び報告	P 10
5 再調査及び再調査結果を踏まえた措置	P 10
III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	P 11
1 いじめ防止等の検証及び見直し	P 11
実施状況の報告	
総合的な検証及び見直し	
2 その他	P 11

はじめに

- 芦屋市では、いじめ問題への対応について、いじめの防止に向けて「子どもファースト」「子どもの人権を守る」観点を基本として全市的に取り組むものである。
- いじめ問題は、学校（市立学校をいう。以下同じ。）における最重要課題の一つと認識しており、その対応については、「いじめは人権侵害であり、決して許されない行為である。」との認識の下、各校で策定した「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの根絶に向けて組織的に取組を進めているところである。
- この芦屋市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」（以下「法」という。）第12条に基づき、芦屋市におけるいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的・効果的に推進するために基本的な方針を示すものである。

I いじめ防止等に関する基本的な方向

1 いじめ防止等に関する基本理念

法第3条に基づき、いじめの防止等の対策に関する基本理念を次のとおりとする。

- いじめは全ての児童生徒に関係し、すべての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

いじめは，どの子どもにも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて，いじめの被害・加害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば，無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

3 基本的な視点

No.	視点	内容
1	未然防止	<p>いじめの未然防止は、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象とした観点が重要であり、すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために学校、家庭、地域が一体となった継続的な取組を行う。</p> <p>そのため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒が「いじめは決して許されない」ことを理解し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。</p>
2	早期発見	<p>いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。</p> <p>いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、地域の関係団体等とも連携し、家庭・地域からの情報を共有し、見守りを進める。</p>
3	早期対応	<p>教職員は、いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず学年及び法第 22 条に基づく、学校に設置されるいじめ防止等の対策のための組織により、学校全体で組織的に対応する。</p> <p>さらに、学校は、その事実関係の確認、いじめを受けた児童生徒又は家庭への支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその家庭に対する助言等を行い、事案の解決に当たる。</p> <p>また、学校は、教育委員会や家庭への連絡や事案に応じ、関係機関との連携を行う。同時に、学校及び教育委員会は、再発防止のための取組を計画的に実施する。</p>
4	家庭・地域及び関係機関との連携	<p>いじめの問題については、学校のみで解決しようとせず、家庭及び地域と密接に連携し、地域ぐるみで取り組むことが重要である。そのために、PTA、地域の関係団体等と日頃から積極的な連携に努めることが重要である。</p> <p>また、いじめの問題への対応においては、学校、家庭、地域のみでの解決が困難な場合もあるため、平素から、関係機関（警察、家庭児童相談室、医療機関、学校支援チーム等）との適切な連携が必要であり、情報共有のできる体制を構築する。</p>

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

1 芦屋市のいじめ防止等のための組織

No.	組織	内容
1	芦屋市いじめ防止等対策推進本部	いじめ防止等の対策について、総合的かつ効果的に推進するため、芦屋市いじめ防止等対策推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

2 関係機関等のいじめ防止等のための組織

No.	組織	内容
1	芦屋市いじめ問題対策連絡協議会	<p>市は、法第 14 条第 1 項に基づき、いじめ防止等に関する機関等との連携を図るため「芦屋市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。</p> <p>【構成員】 保護者団体関係者、青少年育成団体関係者、社会福祉団体関係者、学校教育関係者、行政関係者等</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関及び団体の連携の推進 ・ 関係機関及び団体相互の連絡調整
2	芦屋市いじめ問題対策審議会	<p>教育委員会は、法第 14 条第 3 項に基づき、いじめ防止等の対策を実行的に行うため、「芦屋市いじめ問題対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>【構成員】 弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者等</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に基づく対策の調査審議 ・ 法第 28 条に基づく重大事態の調査審議

3 市におけるいじめ防止等に係る取組

No.	項目	内容	担当課
1	教職員の資質能力の向上	<p>「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会発行)、「学校いじめ防止基本方針」,「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」(国立教育研究所発行)等を活用した,校内研修の実施を促す。</p> <p>さらに,芦屋市打出教育文化センターにおいて,ライフスキル教育等に係る教職員研修を実施するなど,いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。</p>	学校教育課 打出教育文化センター
2	早期発見・早期対応のための措置 ※【別表】参照	<p>① 学校等を通して,児童生徒等が直接,いじめに関する相談を受け付けるための機関を児童生徒・家庭に周知し,相談体制の充実を図る。</p> <p>② スクールカウンセラー等を配置し,児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や県教育委員会の学校支援チームの派遣等関係機関と連携した組織体制の拡充を図る。</p> <p>③ 教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し,常に児童生徒の状況を把握するとともに,児童生徒との関係を深め,いじめ防止等に積極的に取り組むことができるようにするために,校務支援システムの活用等により,事務処理の軽減等学校業務改善に努める。</p>	人権推進課 こども課 学校教育課 青少年愛護センター
3	啓発活動	<p>① 児童生徒に対する啓発 いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性など,「子どもと語る会」等を通して,児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。</p> <p>② 家庭・地域に対する啓発 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに,人権週間でのパンフレット配布やリーフレット,講演会等を通して,機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。</p>	人権推進課 こども課 学校教育課 生涯学習課 青少年愛護センター

No.	項目	内容	担当課
4	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。	学校教育課
5	インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	教育委員会は、児童生徒のパソコンや携帯電話等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、児童生徒及び保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、必要な啓発及び研修会により対策を講じる。 学校は、児童生徒に対して、発達段階に応じて計画的に情報モラル教育を行う。	学校教育課

【別表】 早期発見・早期対応のための措置に関連する事業

No.	項目	内容	担当課
1	人権擁護事業	特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が人権に関する相談に広く対応し、問題解決につなげる。	人権推進課
2	家庭児童相談	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	こども課
3	芦屋市カウンセリングセンター教育相談	不登校、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。	学校教育課
4	愛護センター相談	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	青少年愛護センター

4 学校におけるいじめ防止等に係る取組

No.	項目	内容
1	「学校いじめ防止基本方針」の策定	<p>法第13条に基づき、学校の実情に応じ、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。</p> <p>【主な事項】</p> <p>① 学校の方針 ② いじめの基本的な考え方 ③ 指導体制 ④ 未然防止及び早期発見のための基本計画 ⑤ いじめを認知した際の組織的対応 等</p>
2	「いじめ防止等のための組織」の設置	<p>法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を設置する。</p>
3	未然防止	<p>学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。</p> <p>【主な取組】</p> <p>① 人権教育・道徳教育の充実 ② 特別活動・体験活動の充実 ③ 情報モラル教育の充実 ④ 相談体制の充実 ⑤ 読書活動 等</p>
4	早期発見・早期対応	<p>定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握を行うとともに、平素から児童生徒の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないよう注意する。</p> <p>いじめを発見した場合は、学校は、速やかに教育委員会に報告し、指導助言を受けるとともに、特定の教職員が一人で抱え込むことがないように組織的に対応する。</p> <p>対応において、学校は、被害児童生徒を支援・保護するとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</p>

5 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第 28 条に基づき、重大事態の意味を次のとおりとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 重大事態への対応

重大事態への対応については、「危機管理指針（改定版）芦屋市平成 25 年 4 月」に基づき、対応を行う。

3 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

- 調査は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために学校と教育委員会が一体となって行う。
- 学校は、当該重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- 原則、学校と教育委員会が協力して調査を行う。

(3) 調査を行うための組織

教育委員会が主体となり、調査を行う機関として審議会を組織するとともに、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ①当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ②また、学校又は教育委員会は、調査組織に積極的に資料提供を行うとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先にした調査を実施する。

○いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の家庭の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議した上で、調査に着手する。

4 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその家庭に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で説明する。

これらの情報を提供する際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として、説明責任を怠ることがないようにする。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。上記4-(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその家庭が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその家庭の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果の報告に添えて市長に送付する。

5 再調査及び再調査結果を踏まえた措置

(1) 再調査

上記4-(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者等による附属機関（「芦屋市いじめ問題調査委員会」）を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の状況及び結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告し、市民に公表する。

Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 いじめ防止等の検証及び見直し

No.	項目	内容
1	実施状況の報告	この基本方針に基づくいじめ防止等の取組の実施状況については、毎年度、推進本部に報告するものとする。
2	総合的な検証及び見直し	この基本方針については、必要に応じて推進本部において総合的な検証を行い、その結果に基づいて、必要な見直しを行う。

2 その他

基本方針の具体的取組事項等については、別に定めることができるものとする。